3　登録研修教材の基準

規則第四十八条において準用する同規則第三十六条第四号の告示で定める登録研修教材の基準は、次に掲げるものとする。

一　旅行サービス手配業務取扱管理者として必要な知識及び能力を習得させるのに適当であると認められるものであること。

二　別表上欄各号に掲げる事項を履修させるのに必要な内容を含むものであること。

三　その他適当と認められる内容のものであること。

4　修了試験の基準

規則第四十八条において準用する同規則第三十六条第六号の規定による修了試験は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

一　別表上欄各号に掲げる事項について、受講者の知識及び能力の習得が確認できるものとして行うものであること。

二　修了試験の問題の作成、実施及び合否判定を厳正かつ公正に行うものであること。

三　修了証明書は別添様式によるものであること。

別表

事項	時間
1　旅行業法及び旅行業約款に関する科目	五時間以上
一　旅行業法及びこれに基づく命令についての知識	
二　旅行業約款に関する知識	
2　旅行サービス手配業務に関する科目	六時間以上
一　旅行サービス手配業務取扱管理者の責務と役割	
二　本邦内の運送機関及び宿泊施設等に関する知識	
三　本邦内における安全対策及び事故発生時の対応に関する実務処理の能力	
四　本邦における出入国に必要な手続に関する実務処理の能力	
五　その他旅行サービス手配業務に関する実務処理の能力	

別添様式

旅行サービス手配業務取扱管理者研修修了証明書

修了番号＿＿＿＿＿＿＿＿

修了年月日＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名

生年月日

旅行業法第二十八条第五項の規定による旅行サービス手配業務取扱管理者研修の課程を修了したことを証する。

年　月　日

登録研修機関名

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿　印

（日本工業規格A列4番）

○海上保安庁告示第一号

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）第五条第三項の規定に基づき、船舶と港長との間の無線通信による連絡に関する告示の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十年一月三十一日から施行する。

平成三十年一月四日

海上保安庁長官　中島　敏

船舶と港長との間の無線通信による連絡に関する告示の一部を改正する告示

船舶と港長との間の無線通信による連絡に関する告示（昭和四十四年海上保安庁告示第二百五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表

港名	海岸局の名称	呼出名称	呼出応答チャンネル	通信チャンネル	執務時間	連絡先	備考
（略）							
千葉	（略）						
	東京マーチス	とうきょうマーチス（TOKYO MARTIS）	一三 一六	一二 一三 一四 二二 六九	常時	東京湾海上交通センター	千葉港千葉航路及び市原航路に関すること（管制通報に関することに限る。）。

改正前

別表

港名	海岸局の名称	呼出名称	呼出応答チャンネル	通信チャンネル	執務時間	連絡先	備考
（略）							
千葉	（略）						
	千葉港内	ちばこうないほあん（CHIBA HARBOR COAST GUARD RADIO）	一六	一二	常時	東京湾海上交通センター	千葉港千葉航路及び市原航路に関すること（管制通報に関することに限る。）。